

可搬形発電機整備技術者資格認定試験規則

(適用範囲)

第1条 この規則は、可搬形発電機整備技術者の資質技量の向上を目的とする可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する規程第10条及び同細則第6条により定める試験に適用する。

(実施)

第2条 試験は、所定講習終了後、一般社団法人 日本建設機械レンタル協会（以下「建機レンタル協会」という。）が実施する。

(試験)

第3条 試験は、建機レンタル協会で定める「可搬形発電機整備技術者テキスト（技術編、法令編一般基礎知識）」（以下「テキスト」という。）の全科目より30問を抽出し実施する。

- 2 試験は、可搬形発電機整備技術者講習会受講者を対象として行う。
- 3 試験は、所定教科全科目の講習終了後1時間で実施する。
- 4 試験においては、テキストを用いることを禁止する。
- 5 実技検定については、別に定める。

(試験問題の作成)

第4条 試験問題の調査、選定、作成は、教育研修委員会可発部会（以下「可発部会」という。）及び「可搬形発電機整備技術者講習会規則」第5条によって委嘱された講師との協議の上行い、可発部会の審議を経て作成する。

- 2 試験の方式は、三肢択一方式とする。
- 3 試験問題の抽出決定は、可発部会で行う。

(採点及び合格点)

第5条 試験結果の採点は、建機レンタル協会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

- 2 合格は、30問中原則として20問以上を正解とする。なお、この際、正解1問は1点、不正解1問は0点とする。
- 3 前項の正解数に加え、科目別合格点を下表のとおり設定し、20問以上正解であっても一科目でも科目別合格点を下回った場合は、不合格とする。

(科目別合格点)

科 目	合 格 点	出 題 数
発 電 機	5	9
原 動 機	4	7
保 全	4	7
整 備	4	7

- 4 採点結果は、可発部会へ回付する。

5 可発部会は総合審議を行い、最終合否は建機レンタル協会会長（以下「会長」という。）の
決裁を経て決定する。

（試験の実施事務）

第6条 試験の実施に関する事務については、建機レンタル協会事務局の定めるところによる。

（規則の改廃）

第7条 この規則の改廃は、可発部会の議を経て会長が行う。

附 則

この規則は、昭和60年4月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年10月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。